

掛川市条例第30号

掛川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

掛川市自転車等駐車場条例（平成17年掛川市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（駐車場の管理）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う駐車場の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次条の規定による利用券の交付、第11条の規定による駐車の拒否、第12条第3号の許可及び第13条の規定による供用の休止に関する業務</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営</u> <u>に関し市長が必要と認める業務</u> <u>（使用料）</u></p> <p>第6条 <u>駐車場の使用料（以下「料金」という。）</u> <u>は、別表第2に規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（定期駐車券の発行）</p> <p>第7条 <u>市長は、駐車場の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、定期駐車券を発行することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（料金の徴収）</p> <p>第8条 <u>料金は、自転車等を入場させる際に、利用者から徴収する。ただし、定期駐車券を発行する場合においては、これを交付する際に徴収</u></p>	<p style="text-align: center;">（駐車場の管理）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う駐車場の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次条の規定による利用券の交付、<u>第7条の規定による定期駐車券の発行、第10条の規定による駐車場の無料開放、第11条の規定による駐車の拒否、第12条第3号の許可及び第13条の規定による供用の休止に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第8条第1項の規定による利用料金の徴収、同条第2項の規定による超過料金の徴収、第8条の2の規定による利用料金の免除及び第9条ただし書の規定による利用料金の還付に関する業務</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営</u> <u>に関し市長が必要と認める業務</u> <u>（利用料金）</u></p> <p>第6条 <u>駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（定期駐車券の発行）</p> <p>第7条 <u>指定管理者は、駐車場の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、あらかじめ市長の承認を得て、定期駐車券を発行することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（利用料金の徴収）</p> <p>第8条 <u>利用料金は、自転車等を入場させる際に、利用者から徴収する。ただし、定期駐車券を発行する場合においては、これを交付する際</u></p>

<p>する。</p> <p>2 定期駐車券の有効期間又は普通利用の保管日数を超えて自転車等を駐車した場合は、前項の規定により徴収する料金のほか、超過日数に応じて別表に規定する普通利用に係る額を超過料金として徴収する。</p> <p>(料金の不還付)</p> <p>第9条 既納の料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により自転車等を駐車することができなくなった場合は、この限りでない。</p> <p>(無料開放)</p> <p>第10条 市長は、必要があると認めるときは、一定の期間に限り駐車場を無料で開放することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により無料開放するときは、その旨及び無料開放する期間を告示するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第21条 詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の3倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div>	<p>に徴収する。</p> <p>2 定期駐車券の有効期間又は普通利用の保管日数を超えて自転車等を駐車した場合は、前項の規定により徴収する利用料金のほか、超過日数に応じて別表第2に規定する普通利用に係る額を超過料金として徴収する。</p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の免除)</p> <p>第8条の2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(無料開放)</p> <p>第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、一定の期間に限り駐車場を無料で開放することができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により無料開放するときは、その旨及び無料開放する期間を公表しなければならない。</p> <p>別表第2 (第6条、第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div>
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市自転車等駐車場条例の規定は、施行日以後における駐車場の管理について適用し、施行日前における駐車場の管理については、なお従前の例による。
- 3 改正前の掛川市自転車等駐車場条例第7条の規定により発行された定期駐車券については、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。